

## ※国から示されている本要綱（例）を元に新宿区要綱を制定予定

## 平成 28 年度○市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（例）

※「○市」とあるのは、制定する市区町村において適宜読み替えるものとする。

## （目的）

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施する、平成 28 年度の臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 臨時福祉給付金前条の目的を達するために、平成 28 年度臨時福祉給付金として○市によって贈与される給付金をいう。
- 二 支給対象者別記に掲げる臨時福祉給付金が支給される者をいう。

## （臨時福祉給付金の支給）

第3条 ○市は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、臨時福祉給付金を支給する。

## （支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者 1 人につき 3 千円とする。

## （申請受付開始日及び申請期限）

第5条 臨時福祉給付金に係る○市の申請受付開始日は、次条第 2 項各号に掲げる申請方式ごとに○市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から 3 か月（※最長で 6 か月）とする。

## （申請及び支給の方式）

第6条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第 1 号、第 2 号又は第 3 号の申請書（以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 申請者による申請及び○市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第 3 号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第 1 号又は第 2 号による支給が困難な場合に限り行う。

- 一 郵送申請方式申請者が申請書を郵送により○市に提出し、○市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- 二 窓口申請方式申請者が申請書を○市の窓口に提出し、○市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- 三 窓口現金受領方式申請者が申請書を郵送により、又は○市の窓口において○市に提出し、○市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 申請者は、臨時福祉給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- 一 平成28年1月1日（以下「基準日」という。）時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
  - 二 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
  - 三 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で○市長が特に認める者
- 2 代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出する。また、この場合、○市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 ○市は、代理人が第1項第1号の者にあっては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあっては、○市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給の決定)

第8条 ○市長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し臨時福祉給付金を支給する。

- 2 別記（1）④に規定する児童等については、当該児童等分の臨時福祉給付金につき、当該児童等の保護者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする（○市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。
- 3 別記（1）⑤に規定する者が別記（1）⑤に規定する申出を行った場合は、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする（申出が、当該者の基準日時点の住民票

が所在する市町村（特別区を含む。）に到達した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)。

4 別記（6）に規定する者については、当該者分の臨時福祉給付金につき、別記（6）に規定する当該者の養護者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする（○市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)。

（臨時福祉給付金の支給等に関する周知等）

第9条 ○市長は、臨時福祉給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかつた場合等の取扱い）

第10条 ○市長が前条の規定による周知を行つたにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかつた場合、支給対象者が臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 ○市長が第8条の規定による支給決定を行つた後、申請書の不備による振込不能等があり、○市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかつたときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 ○市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなつた者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行つた臨時福祉給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、○市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年○月○日から施行する。

別記（第2条及び第8条関係）

支給対象者

下記の支給対象者に対して、臨時福祉給付金を1人につき3千円支給する。

- (1) 臨時福祉給付金は、次の①から⑤までのいずれかの要件に該当し、かつ、⑥の要件に該当する者（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において臨時福祉給付金が支給される者を除く。）に支給する。
- ① 平成28年1月1日（以下「基準日」という。）において、○市の住民基本台帳に記録されている者
- ② 基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次の③において同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。次の③において同じ。）を○市に行った者であって、転入をした年月日（住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。次の③において同じ。）が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。次の③において同じ。）をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの
- ③ 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて○市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以後である転入届を○市へ行った者を除く。）
- ④ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次の⑤において同じ。）であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成10年1月3日以降に生まれた者。）をいう。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成8年1月3日以降に生まれた者。）をいう。以下同じ。）であって、その入所等している施設等が○市に所在しているもの
- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難

となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあっては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。)

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあっては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

エ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

⑤ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に〇市に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「配

偶者からの暴力を理由に避難している者」という。) 及びその同伴者であって、基準日において○市にその住民票を移しておらず、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を○市に申し出たもの

ア 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条の規定による保護命令（配偶者からの暴力を理由に避難している者にあっては、同条第 1 項第 1 号の規定による接近禁止命令又は同項第 2 号の規定による退去命令。その同伴者にあっては、同条第 3 項又は第 4 項の規定による接近禁止命令。）が出されていること。

ウ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ 基準日の翌日以後に住民票が○市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。

⑥ 平成 28 年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条（同法第 736 条第 3 項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

(2) (1) の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。

① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成 28 年 10 月 1 日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。）

② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付（以下の②において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止され

ていた者及び基準日の翌日から平成 28 年 10 月 1 日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。)

③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）第 15 条第 3 項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成 21 年厚生労働省令第 75 号）第 15 条第 3 項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成 28 年 10 月 1 日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）

④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 19 条の規定による援護（以下この④において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成 28 年 10 月 1 日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

(3) (1) の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を支給しない。

(4) 基準日において (1) ④のアからカまでのいずれかに該当する児童等については、(1) ⑥の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、(1) ④ウ、エ又はカに該当する 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した児童等である父又は母（以下この（4）において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この（4）において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

(5) 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において〇市にその住民票を移しておらず、(1) ⑤アの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を〇市に申し出たものについては、(1) ⑥の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき臨時福祉給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

(6) 基準日において、次の①又は②のいずれかに該当する者については、(1) ⑥の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

① 障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する障害者

をいう。) のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 3 項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

- ② 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 1 項に規定する高齢者であって、基準日において 65 歳以上の者（昭和 26 年 1 月 2 日以前に生まれた者。）をいう。）のうち、養護者（同条第 2 項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）